

屋根工事の点検商法にご注意ください！

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶にきた」と突然訪問し、「屋根瓦がずれている」などと、事実と異なる説明をして不安をあおり高額な契約をさせる商法です。

〈事例1〉

突然、業者が自宅に来訪。「屋根瓦がはがれているので修理した方がいい」と言われて契約したが、120万円請求された。解約できるだろうか。

〈事例2〉

電気店を営んでいる。近所のお客らから「『屋根の上のテレビアンテナが歪んでいる』と、突然来た業者から修理を勧められた」と相談された。毎回、アンテナを見に行っているが不具合はない。

アドバイス

- ・ 突然訪問してきた事業者に安易に点検をさせないようにしましょう。
- ・ 事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。
- ・ 特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。
- ・ 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに生活情報センターくらしかんにご相談ください。



○豊中市立生活情報センターくらしかん

消費生活相談窓口：06（6858）5070

月曜～金曜 9時～17時（祝日、年末年始を除く）